

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 友次 通憲 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 }

その理由

・障害者差別解消法も実効性あるものとするための取組みが必要と考える。
・様々な相談事例も的確に行政機関に繋ぐ体制構築が必要。

1-②

1. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 }

その理由

聴覚障害も持たれる方にとって手話は大切なコミュニケーションツール。条例制定により安心してこの街で生活していただきたい。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

・身体障害中心の雇用となっている現状も改善すべき
・地域就労支援センターや地域労働ネットワークと連携した
取組みも強化すべき

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

所得バランスも考えての取組みが必要

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

介護制度のすき間を埋めるボランティアやNPOのサポート体制を確立する。

4-②

1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

NPOの会員として活動をサポートしているから。

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

三島医療圏域で決められている病院のベッド数、
新たな病院建設には多額の財源が必要となり
慎重に対応しなければなりません。

5-②同行援護について

必要と考えます。
まずは院内での対応を図るように取組みます。

6. 市民会館について

閉館から1年が経ち、多くの人から様々な意見を頂いています。
市内中心部であること、駐車場が多いことなど様々なメリット
があります。最終結論には至っていませんが個人としては
この場所での建て替えを行うべきと考えています。
スピードを持って取組んでいきます。

ありがとうございました。

茨木障害フォーラム (IDF)